



414
A 2616



閣議案

一 過キスシテ頗ル不備粗莽ニ失スルノ嫌
 アリ先ツ其ノ行旅死亡人ノ費用ニ付テハ
 本籍家元ノ赤貧ナル場合ニ於テハ直ニ本
 籍地地方税ヨリ支辨スルノ例ナルモ其ノ
 前元以外先ツ家扶養義務者ヨリ辨償セシ

大正十一年四月
 侯爵邸
 大正十一年四月

1896



ムルノ懸當ナルノミナラス本籍ノ存スル
所本人ノ定位セル地方ニ非サルコトノ多
キ現今ノ情況ニ於テハ頗ル適切ナラサル
ノ憾アリ其ノ埋葬及公告ノ手續區區ニ涉
リテ統一ヲ闕キ其ノ財産ノ賣却若ハ棄却
ニ付規定ノ不備ナルカ為保管上容易ナラ
サルノ不便ヲ來シ外國人ニ付テハ其ノ引
取方並遺留財産ノ^處分ニ付領事公使ニ對

スル交渉等何レモ格段ノ規定ヲ要スヘキ
モノアル^{モ其餘地}存セサルカ如キ要スルニ
現行法ノ不備闕漏ノ為^施行上困難ヲ來シ
タルコト尠カラス僅僅訓令又ハ通牒指令
ヲ發シ之ヲ彌縫補充シテ聊運用ヲ保チタ
リ又行旅病人取扱規則ナルモノハ曾テ明
治四年ニ於テ制定セシコトアリシモ十五
年ニ至リ之ヲ廢止セシテ以テ現今ニ於テ

ハ別ニ依ルヘキノ法規ナク行旅死亡人取
扱規則ニ準シ取扱フノ慣例ニ過キサルヲ
以テ取扱上困難ヲ見ルコト行旅死亡人ニ
於ケルヨリモ一層甚シキモナリ故ヲ以
テ行旅死亡人並行旅病人取扱ニ關シテハ
到底法規ノ制定ハ避クヘカラサル情況ニ
迫リ地方長官ハ衆口一一致行政整理ノ意
見トシテ恤救規則ト共ニ行旅病人及行旅

死亡人取扱法ノ改正ヲ^{促ス}上申スルニ至レリ
而シテ今ヤ時勢ノ進運ハ斯ル不備ノ取扱
方法ノ存^在行ヲ許サザルノミナラス一面ニ
於テハ條約改正ノ結果トシテ内地雜居ヲ
見ルノ日モ目睫ノ間ニ在リ益其ノ切要ヲ
感スルニ至レルヲ以テ爰ニ現行規則及實
際ノ情況等ヲ參酌シ行旅病人及行旅死亡
人取扱法ヲ草シ第十三帝國議會ニ提出セ

ントス
右閣議ヲ請フ

内務大臣

行旅病人及行旅死亡人取扱法律案

第一條 行旅病人ニシテ旅行ニ堪ハズ自ラ療養
ノ途ナク且他ニ救護者ナキ者及行旅死亡人ニ
シテ他ニ引取者ナキ者ノ取扱ハ此ノ法律ノ定
ムル所ニ依ル

第二條 行旅病人アルトキハ其ノ所在地市町村
長之ヲ救護スハレ

行旅病人ニ同伴者アル場合ニ於テ必要ト認め

ルトキハ市町村長ハ其ノ同伴者ニ付テモ亦相
當ノ救護ヲ加フヘレ

行旅病人及其ノ同伴者ノ救護ニ関スル費用ハ
市町村ニ於テ一時之ヲ繰替フヘレ

地方長官ハ本條ノ救護并其ノ費用ニ関シ内務
大臣ノ許可ヲ經テ豫メ其準則ヲ定ムルコトヲ
要ス

第三條 行旅病人又ハ其ノ同伴者ニ對シ前條ノ

救護ヲ加ヘタルトキハ市町村長ハ直ニ之ヲ被
救護者又ハ其ノ戸主、家族若ハ扶養義務者ノ住居
地、市町村長ニ通知シ其ノ戸主、家族若ハ扶養義
務者ヲシテ之ヲ引取ラシメ之被救護者ニ関ス
ル費用ノ辨償ヲ請求スヘレ

前項ノ場合ニ於テ戸主、家族及扶養義務者トキ
トキ若ハ知レサルトキ又ハ之アルモ資力ナキ
トキハ之ヲ救助スルハ市町村又ハ府縣ニ對シ

被救護者ノ引取並被救護者、関スル費用ノ辨償ヲ請求ス、レシ

特別ノ事情アル場合ハ被救護者ノ引取ヲ為スハキ者ニ於テ留置救護ヲ求ルコトヲ得

被救護者ノ引取及被救護者ニ関スル費用ノ辨償ノ請求ハ被救護者ノ戸主、家族及扶養義務者

中ノ何人ニ對シテモ之ヲ請求スルコトヲ得

本條ノ費用ノ徴収、付テハ市町村徴収金ニ関

スル例ニ依ル

被救護者引取ノ手續被救護者ニ関スル費用ノ

辨償並留置救護ニ付必要ナル事項ハ内務大臣

之ヲ定ム

第四條 行旅死シ人アルトキハ其所在地市町村長

ハ其ノ相貌、状況所持物品其ノ他本人ノ認識ニ関

レ必要ナル材料ヲ記録シ其ノ屍体ノ最寄墓地

ニ仮埋葬ス、レシ

行旅死亡人ノ仮埋葬ニ関スル規定ハ法律命令
・別段ノ規定アル場合ニ於テ之ヲ大葬ニ付ス
ルコトヲ妨グス

地方長官ハ行旅死亡人ノ取扱ニ其費用ニ関シ内務大

臣ノ許可ヲ經テ豫メ其ノ準則ヲ定ムルコトヲ
要ス

第五條 行旅死亡人ノ同伴者ニ對スル救護ニ付

テハ行旅病人ノ同伴者ニ関スル例ニ依ル

第六條 行旅死亡人ノ戸籍氏名知レサルトハ市

町村長ハ其ノ相貌状況遺留物品具ノ他本人ノ

認識ニ関シ必要ナル材料ヲ記録シ之ヲ公告シ

公告ノ日ヨリ九十日ヲ經過スルモ仍具ノ戸籍

氏名知レサルトキハ之ヲ地方長官ニ報告スヘ

シ

前項公告ノ手續ハ地方長官之ヲ定ム
内務大臣ノ許可ヲ得テ

第七條 行旅死亡人ノ戸籍氏名知レサルトキハ

市町村長ハ直ニ之ヲ本籍地及寄留地市町村長ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ戸主家族若ハ扶養義務者ノ請求アルトキハ直ニ之ヲ引取ラシムヘシ

第八條 行旅死亡人ノ取扱ニ関スル費用ニ付テハ其ノ遺留セル金錢若ハ有價証券アルトキハ之ヲ以テ先ツ其費用ニ充テ仍足ラザルトキハ其葬儀ニ付テハ行旅病人救護ニ関スル費用

例ニ依ル

第九條 行旅死亡人ノ遺留シタル物品並前條ノ費用ニ充テ尚剩餘ヲ生シタル金錢及有價証券

ハ市町村長之ヲ保管スヘシ
前項ノ物品ニシテ保存ニ便ナラスト認ムルトキハ市町村長ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ賣却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十條 第六條ニ定メタル期限ヲ経過スルモ仍

行旅死亡人ノ取扱

行旅死亡人ノ戸主家族若ハ扶養義務者ヨリ行
旅死亡人取扱ニ関スル費用ノ辨償ヲ得サルト
中ハ市町村長ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ其
ノ保管スル遺留物品ノ一部又ハ全部ヲ賣却ス
ルコトヲ得

第十一條 前二條ニ依リ得タル賣却代金ハ之ヲ
以テ先ツ行旅死亡人ノ取扱ニ関スル費用ニ充
ツルコトヲ要ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ニ関スル費用ノ辨
償ヲ得タルトキハ市町村長ハ請求ニ依リ其保
管セル遺留物品並第~~十條~~^{行旅死亡人ノ取扱ニ関スル}費用ニ充テ尙剩
餘ヲ生シタル金銭及有價証券ヲ引渡スヘレ

第十三條 第六條ニ定メタル期限後一箇年ヲ經
過スルモ仍行旅死亡人ノ戸籍氏名知レサルト
キハ其遺留物品並行旅死亡人取扱^{ニ関スル}費用ニ充
テ尙剩餘ヲ生シタル金銭及有價証券ハ所在府

縣ニ歸屬ス

第十四條 外國人タル行旅病人行旅死七人及其

同伴者ノ取扱並其ノ所持物件ノ處分ニ関シ

別段ノ規定ヲ要スルモ、ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十五條 船舶若ハ汽車内ニ於テ行旅病人行

旅死七人及其同伴者ノ取扱並其ノ所持物件

ノ處分ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモ、ハ内務

大臣之ヲ定ム

第十六條 傳染病者、水難者、並其ノ所持物件ニ関

シ法律命令中別ニ規定アルモノハ各其適用ヲ

妨ケス

前項ニ記載スルモノニ付此ノ法律ヲ通用スル

ニ當リ別段ノ規定ヲ要スルモノハ内務大臣之

ヲ定ム

第十七條 此ノ法律ニ於テ定メタル市町村長ノ

若シ違ふ

若シ違ふ

若シ違ふ

職務ハ東京市京都市大坂市ニ於テハ區長之ヲ
掌ル

此ノ法律ニ於テ市町村トアルハ市制町村制ヲ
施行セシメ地ニ於テハ之ニ準スルキモトシ
郡長市町村長トアルハ郡長市町村長ヲ置カサ
ル地ニ於テハ之ニ準スルキモノトス

第十八條 北海道沖繩縣其ノ他町村制ヲ施行セ
ル地ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモハ内務

大臣之ヲ定ム

第十九條 明治十五年九月布告第四十九號行旅
死亡人取扱規則其ノ他行旅病人行旅死亡人等ノ
取扱ニ關スル従前ノ法規ハ消滅ス

第二十條 此ノ法律ニ規定スルモノヲ除ク外行
旅病人行旅死亡人及~~其~~同伴者ノ取扱並所持物
件ノ處分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之
ヲ定ム

差違有

第廿一條

此ノ法律ヲ施行スル為必要ナル事項

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第廿二條

此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨ

リ之ヲ施行ス